

伊方町子育て・高齢者支援ガイド



愛媛県伊方町

- 子育て支援 ～結婚・妊娠～ 1
- 子育て支援 ～出産～高校～ 2
- 伊方町子育てカレンダー 3
- 高齢者福祉 ～生きがい・健康維持～ 5
- 高齢者福祉 ～安心・見守り～ 6
- 高齢者福祉 ～在宅での介護～ 7



子育て支援

～日本有数の子育て支援の町を目指して～



伊方町は、結婚、妊娠、出産、子育てを望む方が経済的な理由で諦めることなく希望を叶えられ、安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進めるため、様々な支援により町民のみなさんを応援します。※主要なメニューのみ記載しています。詳細は子育てカレンダーのQRコードからご確認ください。

01 結婚・妊娠

1.結婚祝い金支給事業

伊方町に居住し婚姻する場合、10万円分の地域商品券を贈呈します。

2.結婚新生活支援事業

新婚生活をスタートする費用を補助します。

<住宅取得、リフォーム、住宅賃貸、引越し経費>

◇対象要件1

所得が500万円以下の新婚世帯

夫婦ともに29歳以下：補助上限60万円

夫婦ともに39歳以下：補助上限30万円

◇対象要件2

所得が500万円以660万円未満の新婚世帯

夫婦ともに29歳以下

補助上限：20万円

<時短・省エネ家電購入費経費>

◇対象要件

所得が660万円未満の新婚世帯

夫婦ともに29歳以下

補助上限：20万円

3.特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療に要した費用から1回につき10万円を限度として助成します。治療開始時の妻の年齢が40歳未満は通算6回まで。40歳以上43歳未満は通算3回まで助成。

4.一般不妊治療費助成事業

一般不妊治療に要した費用（医師が必要と認めた検査及び治療費）の一部を助成します。
助成回数：年間5回まで（通算10回まで）助成限度額：初回5万円まで、2回目から3万円まで



02 出産～就学前

1.子ども医療費助成

18歳に達する日以後における最初の3月末日までの児童の通院、入院費用の助成を行います。

2.出産祝い品支給事業

子育て応援詰め合わせセットを祝い品として贈呈しています。

3.若年出産世帯応援事業

出産時に夫婦ともに35歳以下であった出産後1年以内の世帯に対し、育児用品購入費、紙おむつ（第1子分）、時短・省エネ家電購入費経費を補助します。補助上限20万円（新生児1人当たり）

4.若年出産世帯奨学金返還支援事業

出産時に夫婦ともに35歳以下の世帯に対し、奨学金返還に要する1年分の負担額（繰上げ償還含む。）を補助する。補助上限40万円（1人に対し20万円まで）

5.多子世帯リフォーム等支援事業

出産により同居する18歳未満の子どもが2人以上となる世帯に対し、リフォーム、引越し経費を補助します。

子ども2人：補助上限20万円

子ども3人以上：補助上限30万円

6.ベビーカー購入助成事業（満2歳未満）

チャイルドシート購入補助金交付事業（6才未満）

購入金額の1/2を補助します。（補助上限15,000円）



7.出産祝い金支給事業

第3子以降の出生児を養育しているものに現金・商品券を合わせて総額100万円を支給します。

8.在宅育児支援事業

生後6か月以降から3歳の誕生日月の前月までの児童を、保育所等に預けず家庭保育を実施している家庭に、10,000円/月を補助します。

9.子ども・子育て応援券交付事業（第1子）

愛顔の子育て応援券事業（第2子以降）

出生した児童に対し、第1子は、5万円分の地域商品券、第2子以降は5万円分の紙おむつ券を支給します。※愛顔の子育て応援券事業は愛媛県との共同事業です。

10.保育料減免（3歳未満）

3歳未満の保育料についても町独自で副食費相当額の4,500円にしています。



『スマイルルーム（子育て交流広場）』



家庭で育児をしている保護者のみなさまの負担を軽減することを目的に交流の場を開設しています。親子での楽しい時間や子育てに関する相談や情報交換の場としてご利用ください。各種イベントも開催しています。

- ・場所：伊方町生涯学習センター 3階 児遊館内
- ・日時：月・金曜日 9時30分～12時30分
火・水・木曜日 9時30分～15時00分
- ・お問合せ：保健福祉課 こども・子育て政策係
TEL 0894-38-0217

03 小学校～高校

1.給食費補助

小中学生の給食費の半額を補助します。

2.学校行事補助金

小中学校が行う修学旅行等の学校行事に要する経費に対し補助します。

3.英語検定受験料補助

小学校5年生から中学校3年生までの英語検定受験料を補助します。（2回まで）

4.教育振興補助事業

小・中学校の入学予定者に対し30,000円、高校の入学予定者及び就職予定者に対し50,000円の地域商品券を交付します。

5.高等学校等修学支援事業

高校生等を養育している伊方町内居住の保護者に対し通学等に要する経費の支援を行うため助成します。

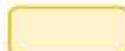
生徒1人あたり：月額5,000円（地域商品券）

<問い合わせ窓口>

担当課・係	所在地	電話番号
保健福祉課 こども・子育て政策係	伊方町湊浦1993番地1 本庁1階	0894-38-0217
中央保健センター	伊方町湊浦866番地	0894-38-1811
総務課 危機管理係	伊方町湊浦1993番地1 本庁2階	0894-38-2655
教育委員会事務局 学校教育係	伊方町湊浦1993番地1 本庁3階	0894-38-2660

伊方町子育てカレンダー

	結婚・妊娠	誕生	6か月	
経済的支援	<p>オンライン婚活助成</p> <p>結婚祝い金支給</p> <p>結婚新生活支援事業</p> <p>出産子育て交通費助成事業</p> <p>特定不妊治療費助成</p> <p>一般不妊治療費助成</p> <p>妊産婦医療費助成</p> 	<p>児童手当</p> <p>児童扶養手当</p> <p>子ども医療費助成</p> <p>ひとり親家庭医療費助成</p> <p>子育て応援事業（第1子）</p> <p>愛顔の子育て応援券事業（第2子以降）</p> <p>出産祝い品支給事業</p> <p>若年出産世帯応援事業</p> <p>若年出産世帯奨学金返還支援事業</p> <p>多子世帯リフォーム等支援事業</p> <p>ベビーカー購入費用助成（3歳未満）</p> <p>チャイルドシート購入補助</p> <p>出産祝い金（第3子以降）</p>		
			<p>在宅育児支援事業（3歳の誕生）</p> <p>保育料減免（3歳未満）</p>	
	保健サービス	<p>妊婦健康診査</p> <p>妊婦歯科健康診査</p> <p>妊婦訪問指導</p>	<p>赤ちゃん訪問</p> <p>予防接種</p>	<p>乳児、1歳6か月、3歳、5歳児</p>
	相談・支援	<p>婚活イベント</p> <p>愛結び事業</p> <p>不妊、妊婦、育児、子育てに関する各種相談窓口</p>	<p>スマイルルーム</p>	
	預ける			<p>保育所</p> <p>Uターン保育士支援事業</p>

 保健福祉課

 中央保健センター

 教育委員会事務

生きがい・健康維持

01

生きがいをもって元気に暮らせる、健康で自立した生活を送るための事業です。

介護予防サポーター等養成事業

運動や介護予防の知識・技術を学び、自身の健康維持・向上を図ることに加え、サポーターとして地域での介護予防普及啓発を行うための講座です。

対象者 介護予防に関して町と協働して活動できる方

講座内容 運動機能向上、栄養改善、口腔機能改善、閉じこもり・うつ予防、認知症の理解とサポート等

窓口 本庁長寿介護課



高齢者生きがい対策事業

野菜作りを通して、意欲と能力を十分に発揮し、健康づくり・地域のコミュニケーションづくり・生きがいづくりに繋がるよう、野菜苗・種の配布をします。

対象者 65歳以上の方で構成された老人クラブ又は任意グループ

配布月 夏野菜 5月
秋野菜 10月
春野菜 3月

窓口 本庁長寿介護課 (※)
瀬戸・三崎支所
町見出張所



はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

健康維持増進と福祉の向上を図るため、指定施術所ではり・きゅう・マッサージの施術を受けた方に施術費を助成します。

対象者 満40歳以上の方

助成額 満40～64歳 800円/回
満65歳以上 1,500円/回
※年間24回を上限とする

施術所 治掌堂治療院
松下あん摩マッサージ治療所
中藤鍼灸マッサージ治療院
いかた整骨院

窓口 本庁長寿介護課 (※)
瀬戸・三崎支所
町見出張所

高齢者健康増進事業

地域資源である亀ヶ池温泉で健康維持・向上や、住民同士の交流促進を図ることを目的とし、温泉優待券と地域商品券を配布します。

対象者 当該年度末で65歳以上の方

配布物 温泉優待券 5回分
地域商品券 3,000円分

窓口 本庁長寿介護課 (※)
瀬戸・三崎支所



(※) は主管を表しています

安心・見守り

独居・高齢者世帯でも、安心して快適に暮らすための制度です。

緊急通報装置等事業

急病など緊急時に、ボタンひとつで関係機関や協力員に助けを求めることができるよう、緊急通報装置の設置費用及び利用料を助成します。

- 対象者** 以下のいずれかに該当
- ・ 65歳以上の独居世帯又は65歳以上のみの世帯
 - ・ 重度の身体障がい者のみで構成される世帯
 - ・ 高齢者と障がい者のみで構成される世帯

設置費	生活保護世帯	無料
	町民税非課税世帯	無料
	町民税課税世帯	5,500円

利用料	生活保護世帯	無料
	町民税非課税世帯	500円
	町民税課税世帯	1,000円

- 窓口** 本庁長寿介護課（※）
瀬戸・三崎支所

給食サービス事業

毎月1回、食事の提供を行い7～9月はヤクルトを配布します。

- 対象者** 概ね75歳以上の単身世帯
- 窓口** 社会福祉協議会

高齢者配食サービス事業

栄養バランスのとれた食事の提供とともに、安否確認や相談助言を行い、関係機関への情報提供を行います。

- 対象者** 概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又は調理が困難な世帯で事業を利用することについて、町長が適当と認める方

配食日 週1～3回

利用料 1食 500円

- 窓口** 社会福祉協議会

認知症の方へのサポート

認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識を学び、地域や職場において、認知症の方やその家族の理解者（サポーター）になっていただくための講座です。



- 窓口** 本庁長寿介護課 地域包括支援センター

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域づくりを推進しています。

認知症カフェ（みかんカフェ）

認知症の人とその家族、地域住民等誰もが参加し集うことのできる場を提供することを目的に、月1回、伊方・三崎会場にて開催しています。

もの忘れ相談

日常的なもの忘れや認知症についての悩み、ご家族の介護に関する相談の場として、月1回、伊方・瀬戸・三崎各会場にて相談窓口を開催しています。



在宅での介護

在宅での介護を担うご家族を支えるための制度です。

寝たきり老人等介護手当支給事業

寝たきり等の高齢者を介護している方に、積極的な支援を行いその労をねぎらうために介護手当を支給します。

- 対象者** ①在宅で6ヶ月以上寝たきり生活をしている要介護認定3から5の65歳以上の者と同居し、主として介護している方
②介護者は伊方町に引き続き1年以上住んでおり、住民票のある方

支給額 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円

以下の場合には月額 10,000円
超える場合は月額 7,000円

支給月 4月・8月・12月にそれぞれの前月までの手当を支払う

窓口 本庁長寿介護課（※）
瀬戸・三崎支所

地域包括支援センターをご存じですか？

介護に関する心配ごと、健康や福祉、医療や生活に関することなど、相談できる場所です。いつでもお気軽にご連絡ください。



家族介護用品支給事業

介護している家族に対し、身体的・経済的負担軽減、要介護高齢者の在宅生活継続支援として、紙おむつ等を支給します。

対象者 要介護認定3から5高齢者で、住民税非課税世帯に属する者を現に介護している家族

支給方法 介護用品を現物、又は引き換えクーポン等により支給家族

支給上限 75,000円/年

窓口 本庁長寿介護課

地域福祉基金事業（紙おむつ等支給事業）

介護に必要な紙おむつ等を支給します。

対象者 上記の事業に該当しない方（60歳以上で常時紙おむつが必要な方、3ヶ月以上寝たきりの状態にある方）

支給上限 12,000円/年

窓口 社会福祉協議会

（※）は主管を表しています



問い合わせ窓口

担当課・係	所在地	電話番号
長寿介護課長寿介護係	伊方町湊浦1993番地1 本庁1階	0894-38-2652
地域包括支援センター	伊方町湊浦1993番地1 本庁1階	0894-38-2652
瀬戸支所	伊方町三机乙3003番地6	0894-52-0111
三崎支所	伊方町三崎692番地	0894-54-1111
社会福祉協議会	伊方町湊浦1995番地1 伊方町中央公民館5階	0894-38-2360